

大学入学者選抜の公正確保に関して直近発生した事案

「大学入学者選抜の公平性・公正性の確保について」（令和5年12月26日付け5高大教第70号）

- 留学生入試において、合理的な理由なく、年齢に応じた配点を設定し合否判定を実施するという、特定の属性にある者に対する差別的な取扱いをしていた
- 同大学の過去の入学者選抜において、本来、出願資格について確認すべき「学歴」や在留資格を判断する際に活用すべき「経費支弁能力」について、それらの有無を判断することを超えて、出身国における最終学歴及び経費支弁能力の多寡に応じた配点を設定し、採点していた

「大学入学者選抜の公平確保について」（令和6年12月13日付け6高大教第50号）

- 平成14年文部科学事務次官通知（14文科高第454号）において、入学者選抜の公正確保や入学に関する寄附金・学校債の収受等の禁止などに留意し、入学者選抜の改善を強く要請
- しかしながら、ある大学の同窓生子女を対象とする入学者選抜について、選抜の一部を担う同窓会組織が行う推薦者選考において、親族による大学や同窓会組織への寄附額を考慮するとともに、同選抜に関連して寄附金を大学が間接的に収受していた

「大学入学者選抜における公正確保について」（令和8年3月13日付け8高大振第77号）

- 留学生を対象とする入学者選抜において、定められた合否判定基準に従わず、一部の受験生のみに対して実施されていた事前面談により得られた、本来は在留資格を判断する際に活用すべき「経費支弁能力」に関する情報を合否判定に用いた
- 編入学試験において、特定の者のために学内規程や募集要項に則しない日程や方法による選抜を行っていた

- このような著しく公正性を欠く選抜は、受験生や保護者、高校関係者をはじめ、社会に対し、大学入学者選抜全体の信頼を損なうものであり、重大な問題
- 各大学は、入学者選抜に関し一切の疑念を招くことがないよう、公平性や公正性の確保に向けた取組を着実に実施いただきたい